

1 調 査 事 件

官民連携在り方検討について

2 調 査 概 要

(1) 盛岡市（人口 278,262人）

ア きたぎんボールパークについて

盛岡市では、昭和13年に建設された盛岡市営野球場が築85年を経過し、老朽化が進んでいた上、ナイター照明や電光式スコアボードが無い、球場の広さが公認野球規則を満たさないといったサービス水準の低下も深刻な状況にあった。また、施設の建て替え等を検討するに当たっては、施設の整備・改修費用の捻出、人口減少の中での公共施設の保有最適化、施設管理費の削減といった課題を有していた。他方で、岩手県においても、昭和45年に建設された岩手県営野球場が築53年を経過しており、盛岡市と共通の課題を有していた。

これらの課題を解決するため、盛岡市と岩手県は、スポーツ施設としては全国初となる県市共同整備を決定し、既存の市営野球場・県営野球場を集約化し、新たな野球場を整備することとした。共同で整備することにより、双方の課題解決に寄与するだけでなく、県市共同による事業スキームを構築することで、双方がノウハウを得ることができるというメリットがあった。また、単独整備よりも高規格な施設整備が可能となることから、プロ野球の一軍公式戦や高校野球などといった大規模なスポーツイベントの開催が可能となること、整備後の施設が合宿誘致等も含めたスポーツツーリズムの拠点となること、野球以外にも多目的に日常から利用でき、交流推進、地域活性化に寄与できる施設となることもメリットであった。

事業方式は、内閣府「民間資金等活用事業調査費補助事業」により、民間活力導入可能性調査を実施した結果、従来方式との比較で12.1%程度の費用削減効果（VFM）が見込まれることが確認されたため、PFI-BTO方式を採用しており、その事業期間は令和2年3月26日から令和20年3月31日まで、施設引渡日は令和5年3月31日となっている。また、令和5年4月1日からは、年額1,389万円（税抜）で株式会社北日本銀行と5年間のネーミングライツ契約を締結し、「きたぎんボールパーク」として運営している。

本事業の契約金額は、令和7年6月28日現在で税込111億3,744万1,697円であり、その内訳は施設整備費が約83億4,000万円、運営・維持管理費が約27億1,000万円である。物価高騰の影響により、契約当初と比較して

契約金額は増加しているが、盛岡市は契約時に取り決めていた指標に基づき、変更契約を行っている。契約方式については、盛岡市と事業者との二者間で契約を行い、岩手県は盛岡市に対して負担金を支払う形となっている。県市の負担割合については、施設整備費と運営・維持管理費で割合が異なっており、当初、盛岡市は1万人規模の単独整備を検討していたため、その整備相当額を同市が負担することとし、岩手県は実額との差額相当分を負担することとした結果、施設整備費の負担割合は、盛岡市が60%、岩手県が40%となっている。運営・維持管理費については、県民・市民ともに公平に利用できるよう調整を行った結果、負担割合は同率となっている。

財源については、野球場は公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）を活用し、充当率90%、地方交付税措置50%となっている。屋内練習場は一般単独事業債を活用し、充当率75%、地方交付税措置なしとなっている。その他の施設等は一般財源により、平準額を契約期間中に割賦払いしている。

きたぎんボールパークの主な特徴としては、単なる野球場の整備ではなく、「ボールパーク」としての整備が進められたことが挙げられ、駐車場を利用したイベントの開催や屋内休憩スペース内でのネット遊具の利用など、多様な活用方法がある施設となっている。また、日常的に利用できる公園としての機能も重視し、都市公園内のスポーツ施設として、野球場コンコースを利用したランニングコースや野球場を模した大型遊具「キッズスタジアム」など、公園機能を付加し、日常の健康づくりにも活用できる施設となっている。さらに、岩手らしさ・盛岡らしさを表現するため、野球場には岩手県産材や盛岡市産材を使用し、県ゆかりの選手の展示・顕彰スペースを設置している。

運営面では、PFI方式を採用したことにより、民間事業者の創意工夫が発揮しやすく、長期に渡る安定的なサービス提供が可能となっており、予防保全的な維持管理による経費削減等のメリットが生じている。また、運営を複数の企業体で行うため、運営・維持管理・清掃など各業務のノウハウを持った企業による質の高いサービスを提供できる体制となっているほか、隣接する盛岡南公園内の施設管理者と連携した効率的なイベントの実施も可能となっている。

開業後は、プロ野球公式戦や高校野球岩手大会などといった様々な野球大会の開催のほか、ラグビーW杯パブリックビューイングや総合防災訓練、グルメイベントの開催など、多様な利用がなされており、利用者数についても、目標値を大きく上回る実績が上がっている。また、利用者アンケート

トの結果も良好なものとなっており、今後は、民間事業者と協力しながら、施設のさらなる利用促進やスポーツツーリズムの発展に取り組むこととしている。

(2) 青森市（人口 261,227人）

ア プラットフォーム「青森市公民連携ポータルOPEN CITY AOMORI」について

青森市では、人口減少や少子高齢化、気候変動等により複雑化・多様化していく課題を有する中で、行政の人的・財政的リソースが縮小しているという状況にあった。

これらの課題を解決するため、同市は令和5年7月25日から、公民連携に関する事業者等からの提案を一元的に受け付けるとともに連携事業の実施に向けた調整を行う総合窓口として「青森市公民連携デスク」を設置し、公民各々のリソースを結集して行政課題や地域課題の解決に資する新たな価値を共創する取組を開始している。また、同日から、インターネット上にポータルサイト「青森市公民連携ポータルOPEN CITY AOMORI」を開設し、同サイトにて同市の公民連携に関する情報を集約し、積極的に情報を発信するとともに、提案受付フォームを設置することにより、24時間365日提案を受け付ける体制を確保している。

同サイトを運営するために要した費用は年間7万円程度であり、一般的なウェブサイト制作会社には依頼せず、職員が自作することで費用を抑えている。また、募集事業は、ソフト事業が中心で、原則、対価や行政負担を伴わない無償での連携事業を対象としており、毎月二、三件程度の提案がなされている。

事業実施形態としては、パートナーシップと実証実験サポートの2つとしている。パートナーシップは、市及び事業者等の双方が役割を担い、行政課題や地域課題の解決に向け、連携協定等により実施する事業であり、包括連携協定（複数分野での連携）と事業連携協定（特定分野での連携）がある。包括連携協定の連携事例としては、損害保険会社と包括連携協定を結び、災害時の共同取組の覚書の締結や交通安全フェア・人財採用定着セミナーの開催を行っており、事業連携協定の連携事例としては、助産院と連携し、移住後に子育てを行っている母親を対象とした移住者交流会の開催を行っている。

実証実験サポートは、行政課題や社会課題の解決につながる実証実験プロジェクトをサポートする事業であり、市は実証実験フィールドの提

供・斡旋、行政データの提供、PR機会の提供、規制緩和の検討、市内活動拠点の提供等を行い、事業者等は実証実験の運営全般、実証実験に係る費用負担、実証実験で得られたデータの検証、事業報告等を行うとしている。実証実験サポートの連携事例としては、ライブ画像配信サービス会社と連携し、八甲田山に係るライブ画像配信による閑散期の誘客促進及び業務負担の軽減に関する検証を行っている。

今後の取組については、公民連携のマインドが庁内で浸透していないことから、事業担当課において事業者に解決策の提案を求める課題を言語化することが難しい段階にある、事業者からの提案をうまく活用できないといった課題を踏まえ、公民連携スキームの周知や連携事例の発信、事業者提案の全庁照会を行うことで、公民連携マインドの醸成を図ることとしている。また、同市が求めている公民連携事業が、原則、対価や行政負担を伴わない無償での連携事業を対象としていることから、課題解決につながる提案が少ないといった状況を踏まえ、提案事業者に対し、プロポーザル選定時の評価点を付与するなどといったインセンティブの付与を検討しているほか、実証実験費用の一部負担を検討することとしている。

イ 青森市総合体育館及び青い森セントラルパークについて

青森市では、昭和52年に建設された市民体育館が築46年を経過し、老朽が進んでいるものの、現在地での建て替えが困難という課題を有していた。また、広い敷地を有する青森操車場跡地の利活用方針が長年定まっていなかったという課題や市民の平均寿命が全国と比較して短いという課題、人口減少・少子高齢化の加速といった課題も有していた。

これらの課題を解決するため、同市は青い森セントラルパークとして暫定供用されていた青森操車場跡地に、市民の健康づくりやスポーツの振興、さらには交流人口の拡大等を図る交流拠点施設として総合体育館を整備するとともに、青い森セントラルパークの都市公園としての機能を充実させることとした。

事業方式は、民間活力導入可能性調査や有識者会議での意見等を踏まえた結果、DBOとPark-PFIを併用しており、その事業期間は、設計・建設期間を令和3年4月から3年間、開業準備期間を令和6年4月から3か月間とし、令和6年7月から供用開始を行っている。維持管理・運営期間については、令和6年4月から令和21年3月までの15年間としている。また、体育館については、供用開始時から年額1,000万円で株式会社角弘と5年間のネーミングライツ契約を締結し、「カクヒログループスー

パーアリーナ」として運営している。

事業を進めるに当たっては、事業者の提案に基づき、設計時や建設時において、市民参加型のイベントを開催している。将来の利用者である市民に愛着や関心をもってもらうことを目的として、設計時においては、設計者と市民が協働し巨大模型を製作するイベントや市民と設計者との意見交換会といったワークショップを開催しており、建設時においては、現場でのものづくり体験や工事車両の試乗体験、現場見学会といったイベントを開催している。

事業効果として、供用開始の令和6年7月から令和7年3月までの9か月間における利用者数は、全ての施設を合わせ27万44人となっており、令和6年6月に閉館した青森市民体育館の令和5年度の利用者数約12万人の2倍以上となっている。

現時点における課題については、イベント時の駐車場の混雑対策や冬季の除排雪対応などが挙げられ、今後、同市は民間事業者と協力しながら、施設のさらなる利用促進と適正な維持管理に取り組むこととしている。